大分市報
毎月1日15日発行
発行所　大分市役所
編集兼発行人　安東玉彦
印刷所　高木印刷KK

市役所のご案内、市行政に関する意見、要望、苦情等のご相談はいつでも気軽に市民相談係をご利用下さい。

農山漁村の振興事業計画に着手

部落こぞって町づくり

実施は昭和三十五年度から

大分市は昭和三十五年度に県から、新農山漁村建設総合対策要綱に基く特別助成地域の指定を受けて、市内農山漁業地域の振興事業を実施します。指定を受けると従来貰つていたいろいろの補助金や融資の他に、国から特別に振興事業六十八種目中選択十種目、一千万円（全国平均）の事業費に対し昭和三十五年度から三ケ年に亘り四百万円の補助金が貰え、更に残額については農林漁業金融公庫資金の借り受けが出来ます。

そこで只今その指定を受けるため市の全機能を挙げて振興計画を樹立中です。

この振興計画は先ず市の現況を把握するために、あらゆる部門に亘つて詳細な基礎調査を行ないます。そうして現況の上に立つて昭和三十五年を初年度として五ケ年の基本計画を樹てます。云いかえれば今後五ケ年における市の政策を打ち立てるもので、そうした総合的関連を保ちつつ特に農山漁区の振興を図るように計画を樹立するわけです。更に事業の実施計画は農山漁民の自主的な総意に基く適地適産を基調とした真に農山漁区の振興に役立つ事業を取上げ、年次別に計画を樹立します。実施計画はこれから立てるわけですがこれまで各地区毎で開いた協議会で要望のあつた事業は

●八幡地区
農協が事業主体となつて行なう果実（みかん、びわ、もも）の共同集荷、選果、ワツクス処理の総合施設の設置、部落団体毎に行なう果樹園造成のための共同開墾、共同給水施設、畑地かんがい施設の設置、林道及び農道、水路の整備等の諸事業

●中央地区
農協が事業主体となつて行なう農業倉庫の新設、部落団体毎に行なう病害虫共同防除施設マツシュルームの共同栽培施設の設置農道、水路の整備等の諸事業

●南大分地区
初瀬土地改良区が事業主体となつて行なう上村の二十町歩におよぶ耕地整理、部落団体毎に行なう農道水路の整備等の諸事業

●滝尾地区
農協が事業主体となつて行なう柑橘園造成のための共同開墾事業青年研修所、生活改善展示室農機具修理室等を備えた農事センターの建設、耕地整理事業、部落団体毎に行なう農道、水路の整備、マツシュルームの共同栽培施設の設置等の諸事業。

●東大分地区
部落団体が事業主体となつて行なう共同給水施設、蔬菜促成栽培施設、畑地かんがい施設の設置農道、水路の整備等の諸事業

●日岡地区
農協が事業主体となつて行なう農事及び施設の設置、部落団体が行なう農道、水路の整備等の諸事業。

●桃園地区
農協が事業主体となつて行なう千才畑地水田化事業、共同集荷場の設置、部落団体が行なう農道水路の整備等の諸事業。

等です。この他にも部落によつてはまだまだ要望があると思います。実施計画書は三月末日まで作成し県の審査を受けることになつていますが、調査設計や、事業の調整等の関係もありますので、振興事業を実施したい部落は一月末日まで市農務課にお申出願います。なお部落で事業を実施するために詳しいことを尋ねたい場合は何時でも係員が出向いて説明することになつていますのでご連絡願います。

どうぞこの機会に部落こぞつて振興意欲を昂揚され、新しい町づくりにまい進されんことを切にお願いします。（農務課）

農業委員会委員の選挙人名簿を縦覧

異議の申立は文書で

十二月一日現在で調製する農業委員会委員選挙人名簿が出来上りましたから、次により縦覧いたします。今年は農業委員の選挙の年でありますのでこの選挙人名簿によつて投票することになります。

一、縦覧期間
一月二十日から二月三日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで

二、縦覧場所
市役所四階選管事務局

◎土曜日の午後及び日曜日は宿直室

三、異議申立期間　縦覧期間中

四、該当者
昭和三十四年十二月一日現在大分市に住所を有する次の者で昭和十五年三月六日までに生れた者
（イ）一反歩以上の農地につき耕作の業務を営む者
（ロ）右の世帯と同居している親族又はその配偶者
（但し年間概ね六十日以上耕作に従事していない旨農業委員会が認めたものを除く）
又（イ）（ロ）の該当者でも禁治産者、禁こ以上の刑に処せられその執行を終るまでの者は除かれます。

水道が凍るのを防ごう

寒さがきびしくなり、朝夕の気温が零度を下るようになると水道がこおりつき、水がでなくなつて朝夫の準備にあわてることがよくあります。またところによつては水道管がはれつすることもあります。そこで次のことに注意して水道管がはれつしないように準備して下さい。

▲ むき出しになつている水道管には、ぼろ布、わら縄、むしろ等をまきつけ、その上を針金等でしめつけ、寒い空気がぢかにあたらないようにして下さい。また少しずつ水をたらしておけば、水道管がこおるのを防げます。

▲ 水道管にまきつけた、ぼろ布わら縄、むしろ等はしめらないように気をつけて下さい。

▲ もし水道管がこおつて水の出ない時は、水道管に直接熱い湯をかけないで、タオルか古布をまいてその上にぬるま湯をかけ、水の出口の方から温めて水をとかすようにして下さい。

市営住宅の入居者を募集

申込みは一月二十日―二月五日

―今津留―

市が現在建築中の東大分今津留の市営住宅四十戸（第一種＝三十戸、第二種＝十戸、いずれも木造平屋建）は本年三月末完成の予定です。そこで現在住宅に困つている方は次により土木課の住宅係までお申込み下さい。

◎申込方法と期間
所定の申込用紙（土木課にあります）に必要事項を記入し、主食購入通帳をそえて、一月二十日から二月五日までに土木課へ申込んで下さい。

◎申込資格
①大分市内に居住している人または大分市内に確実な勤務先を有する方で、いずれも家族があり現に住宅に困つている人。
②本年一月以前六ケ月間に受けた給与所得者は臨時給与を除く）すべての収入（給与所得者は一所の平均収入から扶養家族一人につき千円を差引いた額が家賃の六倍以上十五倍以下で独立の生計を営む人。第二種住宅では平均月収から扶養親族一人につき千円を控除した額が一万六千円以下であること
③現に同居し又は同居しようとする親族（家族）を有し、現に住宅に困つている人。

◎家賃
第一種（六畳、四畳半、三畳）一、九五〇円
第二種（六畳、四畳半）千四百円
敷金は家賃の三ケ月分となつています。

「成人の日」記念感想文の入選者

市教育委員会で募集しました「成人の日」記念感想文の入選者が次のように決りました。

一位　立花貴子（新高松西七）
二位　小野　誠（大分大学学芸学部）天野圭子（新川東二七）
三位　赤星洋子（中島四条）宮崎武彦（上野八三）小石竹子（金池南）
佳作　池田日支子（曲八組）池田真美（王子町三丁目）佐藤（新川西新川寮）

国民健康保険シリーズ

国民健康保険に於ける歯科の治療

今回は保険の治療のうち歯科についてご説明いたします。

歯科も一般の医科と同様、国民健康保険医が市内はもとより県下の各市町村にて被保険者の治療にあたられることになりますので、どこでも治療がうけられます。

治療の範囲

診察とか検査、投薬などは一般医と同様です。従つて治療上必要があれば注射や、レントゲン検査も受けられ、入院もできるわけです。ただ歯科の治療のうち特別なものがありますのでその概要を記して見ます。

① 充てん、インレー
う歯（むし歯）などで歯の一部がかけたり穴があいたりしたとき、これをうめることを充てんといいます。これにはアマルガムとか、セメントレヂンなどがつかわれます。又そのかげ方によつてはそのままうめてもすぐとれるようなときは金属で型をつくつてはめ込みます。これをインレーといいます大きな欠損でなければ大体この充てんかインレーで治療されることになります。なお乳歯の場合はほとんど充てんで治療されます。

② 金属冠
歯が大きく崩壊して充てんやインレーでは歯がなおらないときは、金属冠をかぶせることができます。ただし前歯と智歯（親しらず歯）には冠をかぶせることは保険ではできません。

③ 歯冠継続歯
前歯が大きく崩壊し充てんやインレーではなおらないときはつぎ歯をします。これを歯冠継続歯といいます。

④ 義歯（入れ歯）
歯が一本以上かけたときは、取りはずしのできる義歯を入れることができます。又一本の歯がかけたときその両隣りの歯も大変悪いときは、とりはずしのできない義歯（架工義歯）を入れることがあります。続いて二本以上かけたときはすべて有床義歯となります。もちろん、総入歯もできます。義歯（入歯）の前歯に金属の使用は認められません。

⑤ 歯列矯正
歯ならびが悪いからよくするのを歯列矯正といいますが保険ではできません。

「お願い」
先号でお願いしましたように近く国民健康保険被保険者資格取得届を出して頂くことになりましたこれは法律にもとずく届書でありますので、国民健康保険の被保険者となる方は必ずご提出願いますなお届書は先に出して頂きました基礎調査表にもとずき市の方で記載しましたものを、近く職員が被保険者となる方のいるご家庭にお伺いして確認して頂くことになりますが、前の調査表を提出してない方や提出後異動があつた方は自治委員さん又は自治運営委員さんの所へ申し出て届書を出して頂きたいと存じますのでよろしくお願いします。

1960年世界農林業センサス始まる

二月一日現在で実施

二月一日現在で行なうことになわが国独自の立場から農業および林業の実態を明らかにしようとするものです。

◎調査の方法
この調査は農林省、大分県、大分市の系統で本年二月一日現在で行なわれ農業調査と林業調査について調査し、大分市では一四〇名の調査員が調査に当ります。
したがつて、調査員の方々が農林業を行なう各世帯などを個別に全部調査し、世帯員数、兼業、労働土地、家畜、農業用機械、農林生産物等について調査します。そうして農業経営の大きさや種類別にあるいは地域別にこれらに関する統計を作成し、どのような仕組のもとに農林業生産が行なわれているかを見ようとするものです。

◎お願い
この調査では調査員が直接調査を行なうわけですが、その際私的な事柄について調べることがありますが、この調査で知つたことを他人にもらすことは絶対に出来ないことになつており、又この調査で調べた事項を税金の資料などに使うことは出来ませんので安心して正しいことをありのまま答えて下さるようお願いいたします。（統計係）

センサスとは

センサスという言葉は、昔ふさわしい言葉ですが〃農業国勢調査〃というのが一番農業センサスは〃農業に関する国勢調査〃というのが一番ローマのキリスト教会が教徒から負荷金をとるために行なつた一種の人口調査がその起源といわれています。だからセンサスというと人口調査のことだという人もいます。

然し「農業センサス」は農業人口調査ではありません。

九六〇年世界農林業センサス」といわれるわけです。

大学及び高等学校の奨学生を募集

大分市では次の要領で昭和三十五年度の奨学生を募集します。希望者はなるべく早目にお申込み下さい。

1、申込期間
大学は三月七日高等学校は三月二十日まで金池町市教育委員会学校教育課に書類を提出のこと

2、面接
申込用紙は同課で差上げます。申込の際面接を行ないますから本人が書類を携行して提出すること。

3、贈、貸与金額
大学は毎月五千円以内を貸与し卒業後十年以内に返還する。高等学校は毎月壱千円以内を贈与する。返還の義務はない。

4、資格
イ、奨学生の保護者の本籍が五年前から大分市にあり、その時から引続き大分市民であること。
ロ、高等学校、大学に在学中の者で今年度入学する者を優先的に取扱う。
ハ、身体強健学業人物ともに優秀で経済的理由で学資の支弁が困難な者

二、この他特に選考委員会の審議で教育委員会が奨学資金の贈貸与を必要と認めたもの

五、人員
大学　五名
高等学校　十名

なお大学奨学生に応募する方は、大学入学が決定していなくても入学を見込んで応募することができ又、奨学資金償還の保証人は奨学資金の貸与が決定してから教育委員会に連絡していただいてけつこうです。

伊勢湾台風の救済は郵便貯金で

大分郵便局では一月三十一日まで伊勢湾台風災害復旧資金の定額貯金運動を行なつています。これは哲樣と承知の伊勢湾台風による罹災者の救済や災害復旧などの資金にするもので、郵便局では近日中に保員を各家庭に伺わせることにしています。その節は是非どの運動に協力していただき、新しく時に試写いたしますので多数で観この定額貯金に一戸に一口は加入して下さいますようお願いします。

二月の社会教育映画試写会

日時　一月二十九日午後一時
場所　金池町中央公民館
題目　1、雨にも負けず
2、牛と金魚

なおこの外新作社会教育映画も同賞（無料）下さい。

一月分米の配給

一人一ケ月当りの配給量は次の通りです。

・一般配給　内地米　六キロ
　　徳用米(1)　一キロ
　　〃　(2)　二キロ
・傾斜配給（配給米の残り）
　内地米　二キロ以内

身を挺し 社会福祉の増進へ

先月号で各校区担当民生委員並びに担当地区をお知らせしましたので、今回は皆様方の民生事業に対するご協力とご理解をいただくため、民生委員の方々が行なつている仕事のあらましをお知らせします。

民生委員は社会奉仕の精神をもつて担当地区の人々に接し、社会福祉の増進に努めるものとされ、その主な職務はつぎのとおりです。

一、常に担当地区内の人々の実態を把握し、その生活状態を明らかにしておく。

二、保護を要する者（生活扶助、医療扶助、教育扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）を適切に保護し指導する。

三、扶助並びに扶助家庭に準ずる家庭の更生指導等にあたる。

四、社会福祉事業に関する関係行政機関の業務に協力する。

以上が民生委員の主な職務で仕事の分野は非常に大きく、その職務を遂行するには個人の人格を尊重しその身上に関する秘密を守り、差別的又は優先的な取扱をすることなく、実情に即して合理的に処置し、親身になつて皆様の相談に応じます。もし皆様のなかで不幸にして、生活上の扶助を必要とするようなことが起りましたなら、いつでも地区の民生委員の方に相談し一日でも早く明るい生活がおくれるようにして下さい。

大分縣身体障害者更生指導所 入所生を募集

大分県身体障害者更生指導所（大分市駄原）は新年度の入所生を募集しています。募集人員は四十名、入所期間は四月一日から一ケ年間で、指導内容は医学的更生治療、機械回復訓練、職業訓練（テレビ、ラジオ科、竹工科、印章科、時計科、洋裁科）、生活指導となつています。次の入所資格事項に該当する方で、入所希望者は二月二十日までに、入所願書、戸籍謄本、履歴書、健康診断書をそろえて、市社会課に申込んで下さい。

◎入所資格

①満十八才以上の肢体不自由者で身体障害者手帳を有するもの。（ただし満十八才未満の者でも所長が特に適当と認めた時は入所できます）

②一人で起居動作のできる者

③義務教育修了者もしくはこれと同等以上の学力があると認められる者。

④伝染性疾患又は慢性疾患のない者。

なお、くわしくは同所（電話五六八番）か市社会課身体障害者係までお問合せ下さい。

消防出初式

恒例の大分市消防団の出初式が一月六日行なわれました。

当日は大分市消防本部をはじめ、各地区の消防分団員約八〇〇名が大分駅前に集合し、午前八時から消防自動車十九台を先頭に小型ポンプ車、手びきポンプ車二十五台が中央通りを通つて県職グランドまで分列行進をしました。県職グランドでは人員、機械の点検を実施し、県庁堀で水勢試験を行ない、その後、荷揚町小学校で特別功労者水年勤続者の表彰式と退団者への感謝状贈呈式が行なわれ、この日の日程を無事終了しました。

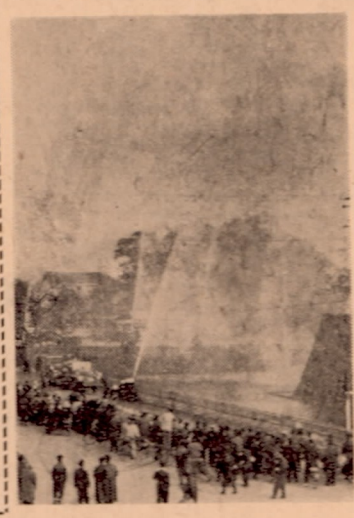

写真　上＝点検を受ける消防団員　下＝消防ポンプの水勢試験

住宅地に最適

住吉川の埋立おわる

最近市内の便利のよいところにくらべ手頃な宅地を新しく求めることは大へん困難になつてきました。

そこで少しでも、この宅地難をかん和しようと去年の七月から宅地造成の目的で始められた新川の住吉川護岸埋立工事（引船橋下流の一部）は、この程写真のとおり完成し約七、一〇〇平方メートルの立派な宅地ができあがりました。

新しいこの住宅地は、周囲の景色もよく交通の便も至つてよいのできつと皆様の好評をいただくことと思います。

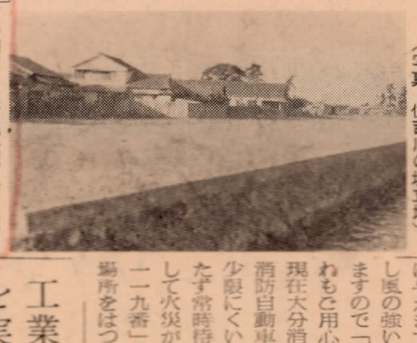

（写真＝住吉川の埋立地）

納税証明などに手数料

—大分税務署—

従来税務署では、納税証明等の証明手続は無料で取り扱つていましたが国税徴収法の改正によつて今年の一月一日から次のように変り有料となりました。

所得額の証明書や納税額または未納額の証明書は手数料をとつて発行します。一年度、一税目ごとに証明手数料として三十円の収入印紙をはつて証明願をしていただくことになりました。

ただし、完納しているとか滞納処分を受けたことがないという証明は、たとえ数年度にわたつていても一年度分の三十円でよいことになつています。

また、証明願をする人は本人（被委任者を含む）に限られるし、証明期間は過去三年以内に限定されています。

なお、源泉所得税については一切証明しない建前になつています。

▼証明手続上の注意▼

1証明書は二通提出し、一通に収入印紙をはつて請求すること。この場合、印紙に消印をすると無効になるので注意すること。

2その他不明な点は税務署にお問合せ下さい。

償却資産の申告は一月末日まで

市の課税課資産係では、昭和三十五年度課税の準備として市内の個人や法人の各事業所へ、その事業所が一月一日現在で所有している事業用資産（土地、家屋を除く）の明細を地方税法第三百八十三条の規定により一月末日まで申告していただくようお願いしています。申告用紙は一月十日頃まで該当者のお手許へとどくように、すでに発送致しましたのでまだ用紙のとどかないところは資産係までご連絡下さい。申告していただく事業用資産とは、機械及び装置、工具器具その他の備品いつさいとなつています。詳しいことは課税課資産係までお問合せ下さい。

寝る前に今一度〝火の用心〟を

近頃の新聞をみると元日早々から全国各地に火災が発生しています。

大分市でも今年に入つて、すでに二件の火災が起つています（八日現在）これを昨年の同期と比較してみると発生件数は同じ二件でも、その損害額は昨年の八万円にくらべ今年は百万円を突破しています。その発生原因も現在なお調査中のものと他家の煙突からのとび火が一件というように特異なケースを示しています。

火事は本人ばかりの損害ではすみません。本人以上の損害を隣近所に与えます。ここ当分空気も乾燥し風の強い日が続くといわれていますので「火の元」には、くれぐれもご用心下さい。

現在大分消防署には署員二十二名消防自動車七台が火災の捌き方を最少限にくいとめるため昼夜をわかたず常時待機しています。不幸にして火災がおきたならダイヤル「一一九番」を直ち落付いて火災の場所をはつきりとお知らせ下さい。

工業統計調査を実施

毎年行なつている工業統計調査が今年も実施されることになりました。この調査は全国の製造工業事業所を四人以上と三人以下に分け、その従業者数、出荷生産額等について調査し、製造工業の面から日本経済の活動状況を明らかにしようとするものです。

市ではすでに五日頃から調査員が皆さんの事業所を訪問して、所定の用紙を配付し、必要事項を記入していただいておりますので何卒ご協力下さい。なお調査の内容については統計法により秘密を厳守するようになつていますので正確な数字をご記入下さるようお願いします。

家庭園芸

落葉果樹の整枝せん定の講習会

市農務課では家庭園芸として落葉果樹の整枝、せん定技術の講習会を一月二十五日午後一時より市役所第一会議室で行います。みなさんの家庭で柿、ぶどう、桃、梅、栗などの落葉果樹を植えている方は是非ご出席下さい。会費は不要です。なお講師は市農務課技師秋永元天さんです。

御寄贈

市内居住の一御婦人は一昨年十二月清心園を訪れ衣類や菓子類をご寄贈下さいましたが去年も十二月二十一日、タオル六〇本、糸一〇カセ、針五袋を同園へご寄贈下さいました。紙上をもつて厚く御礼申上げます

好成績を収めた歳末たすけあい運動〟

昨年暮れに実施致しました当市の「歳末たすけあい運動」につきましては皆様方の心からのご支援とご同情により、お蔭をもちまして所期以上の好成績を挙げ不幸な方々へ温い愛の手をさしのべる事ができました。この機会にご寄付を戴きました市民の方々並びに特別のご厚情を賜りました白菊会を始め各団体有志の方々に対し衷心より御礼を申上げますとともに、この上も社会福祉事業に絶大なるご支援を賜りますようお願い申上げます。なお持ち寄られた金品並びに配分の明細を左記の通り報告します。（敬称略）

◎持ち寄られた金品

金池校区二八、八三円、長浜校区一一、四一五円、荷揚校区二六、一八五円、中島校区二二、九二五円、衣類一〇点、住吉校区九、〇八〇円、春日校区二八、八二円、大道校区二二、〇七五円、滝尾校区五、八九五円、津留校区五、八三五円、東大分校区七、一一二円、日岡校区八、六一〇円、八幡校区七、四二五円、桃園校区六、四二〇円、衣類四点、白菊会一〇、〇〇〇用品　五六六点、雑誌　一五六点

◎配分内訳

中島三条梅林五、〇〇〇円、城南高校生徒会一、七八八円、天神町後藤三郎一、〇〇〇円、庄ノ原阿南泰弘文具学用品一四〇点、西原牧修一雑誌一五六点、伏見稲荷町みどり会衣類九六点、伏見稲荷大分支部衣類一〇〇点、とく名文具学用品、四二六点

以上合計現金　二〇七、二八九円、衣類　二二〇点、文具学用品五六六点、雑誌　一五六点。

◎配分内訳

要保護世帯一六二、四五〇円、留守家族六、六〇〇円、社会福祉施設（清松園外六ケ所）二三、六三一円、応急援護費一〇、二三八円、その他四、三八〇円以上合計二〇七、二八九円。博愛寮衣類六〇点。わかば園衣類四四点、文具学用品二五〇点、雑誌八〇点、青松園衣類五三点、文具学用品一六六点、雑誌七六点。市社子寮衣類五点、文具学用品五〇点。遺族会社子寮衣類五点、文具学用品五〇点、厚生館母子寮衣類三点、文具学用品五〇点、児童相談所衣類四〇点。

以上合計　衣類二二〇点　文具学用品　五六六点、雑誌　一五六点

市民レクリエーション 北九州五社詣

一、主　催　大分市観光協会（市商工観光課内）
二、会　費　大人　一、〇〇〇円　小人　八〇〇円
三、期　日　一月二十九日
四、集合場所と出発時刻　大分駅前　午前六時
五、コース　大分—別府—日田—大宰府—福岡—宮崎八幡—香椎宮—宮地嶽—小倉—宇佐八幡—大分
六、募集人員　約一〇〇名
七、申込先　大分市観光協会及び大分交通観光課
八、申込締切　一月二十八日

昭和34年度 第4期 市民税

納期限　昭和35年1月30日

学校の入学や転校の手続きについて知つていただきたい事をのべます。

問一、他郡市（よそ）から大分市に移つてきたのですが、入学の手続きは、どうしたらよいでしょうか。

（1）町内の自治委員又は出張所に転出証明書をみせてその町内に入つた事をみとめてもらいます。

（2）戸籍課で住民登録をします。

※住民登録の窓口に入学願の用紙がおいてありますので必ずそれに住民登録済の認印をおしてもらいます。この認印がないと教育委員会からもう一度戸籍課まで足を運んでいただかねばなりませんので、御注意下さい

問二、大分市から他郡市の学校にかわりたいのですが手続きはどうしたらよいでしょうか。

（1）教育委員会に退学届を出します。

（2）退学通知書を受けとつて自治委員—住民登録（済印）—教育委員会—今までの学校から書類をもらつて—新しい学校に届出る。

問四、なぜこんな手続きが必要なのですか。

（1）戸籍法（住民登録法）によつて、大分市の住民になる。

（2）大分市の住民の子弟である事によつて大分市の公立小中学校に入学できる（学校教育法施行令による）

（3）正規な手続きをふまないと、義務教育の修了、卒業進級が認められがたい。

入退学のしおり

（3）金池町市教育委員会学校教育課の入退学係に入学届を出します。

（4）入学通知書を受け取つて学校に転校書類と一しよに出して入学します。

問三、市内で学校をかわる場合の手続きはどうしますか。

（1）問一と同じ順序です。

（2）大分市から他郡市の学校に転出します。

問二、退学通知書を受けとつて今までいた学校に行つて転校に必要な書類を受けとつて転出します。

問一、他郡市から大分市に転入する場合の手続きはどうしますか。

（1）戸籍法（住民登録法）によつて、大分市の住民になる。

（2）大分市の住民の子弟である事によつて大分市の公立小中学校に入学できる（学校教育法施行令による）

（3）正規な手続きをふまないと、義務教育の修了、卒業進級が認められがたい。